

静岡県告示第672号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年8月17日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年8月17日

静岡県知事 川勝平太

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|--------|--|-----------|
| 白糸富士宮線 | 富士宮市下条字髭谷戸283番の3から 富士宮市下条字髭谷戸267番の8まで | 令和3年8月17日 |

=====

静岡県告示第673号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年8月17日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年8月17日

静岡県知事 川勝平太

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-------|---|-----------|
| 焼津藤枝線 | 焼津市大覚寺字道南204番の1から 焼津市小土字水神松1333番の4まで | 令和3年8月17日 |